



かしはら

# 市議会だより

第211号  
令和元年12月号

発行・橿原市議会 編集・議会運営委員会 令和元年12月1日 〒634-8586 橿原市八木町1丁目1番18号 TEL22-4001  
E-mail gikai@city.kashihara.nara.jp



橿原の万葉歌碑（雲梯町）

“思はぬを 思ふといはば 真鳥佳む 卯名手の社の 神し知らさむ”  
作者不詳

万葉歌碑シリーズ 第19回

## も く じ Contents

◎9月定例会結果 p2~p7

◎9月定例会一般質問 p8~p19

◎新議員紹介 p20

# 令和元年9月定例会を9月2日～26日に開催

- 条例案件13件、補正予算2件等を可決、決算9件を認定
- 議員定数条例改正は1名減で可決
- 8名の議員より一般質問

## 可決議案

### 条例案件

**檀原市議会の議員の定数を定める条例の一部改正（議員提案）**

檀原市議会の議員定数を24人から23人に改めるもの

**地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定**

地方公務員法及び地方自治法の改正により新たな非常勤の職員として会計年度任用職員が設けられたため、その任用、勤務条件等に関し所要の規定整備を行うもの

**成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定**

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定等により、成

年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等について所要の改正を行うもの

**檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正**

公職選挙法施行令の一部改正により、投票管理者の交替が可能となり、これに対応するため投票管理者の報酬について所要の改正を行うもの

**檀原市立幼稚園保育料条例の一部改正**

子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、幼稚園の利用料の無償化が行われ、これに対応するため所要の改正を行うもの

**檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正**

執行機関の附属機関として、檀原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会を設置するため、所要の改正を行うもの

**檀原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正**

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正により、償還金の支払猶予制度の明確

化等が行われ、これに対応するため所要の改正を行うもの

**檀原市保育所における保育に関する条例の一部改正**

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正により、所要の規定の整理を行うもの

**檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正**

子ども・子育て支援法の改正等に伴い、特定教育・保育施設等の運営に関する基準について所要の改正を行うもの

**檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正**

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、保育所等との連携、連携施設に関する特例、食事の提供の経過措置及び連携施設に関する経過措置について、所要の改正を行うもの

**檀原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正**

放課後児童健全育成事業の

設備及び運営に関する基準の一部改正により、都道府県知事のみでなく指定都市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとされたため、所要の改正を行うもの

### 檀原市印鑑条例の一部改正

住民基本台帳法施行令の一部改正により、住民票への旧氏の記載が可能となり、印鑑登録原票においても旧氏の登録を可能とするため、所要の改正を行うもの

### 檀原市上水道給水条例の一部改正

水道法等の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定の更新等について、所要の改正を行うもの

## その他の案件

### 特定事業契約の変更

本件契約の維持管理・運営業務等の対価に適用される消費税率が改定されることにより、特定事業契約の契約金額に変更が生じるため、これにつき議会の議決を求めるもの

### 訴えの提起（建物明渡請求及び市営住宅家賃支払請求）

市営住宅家賃を滞納している者に対し、市営住宅の明渡し及び市営住宅家賃等の支払を求めるため、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

### 権利の放棄（生活保護法第63条返還金）

債務者が免責された生活保護法第63条返還金に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

### 権利の放棄（市営住宅家賃及び賃料相当損害金）

債務者が免責された市営住宅家賃及び賃料相当損害金に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

## 予算案件

### 令和元年度檀原市一般会計補正予算（第2号）

### 令和元年度檀原市介護保険特別会計補正予算（第2号）

## 決算案件

### 平成30年度檀原市一般会計歳入歳出決算認定

### 平成30年度檀原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

### 平成30年度檀原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

### 平成30年度檀原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定

### 平成30年度檀原市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定

### 平成30年度檀原市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定

### 平成30年度檀原市共有財産処分別会計歳入歳出決算認定

### 平成30年度檀原市上水道事業会計決算認定

### 平成30年度檀原市下水道事業会計決算認定

## 撤回

## 条例案件

檀原市議会の議員の定数を定める条例の一部改正（議員提出）

檀原市議会の議員定数を24人から22人に改めるもの

## 討論

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

### 【反対】日本共産党

地方公務員法はサービスの安定性と質を確保するため、任期の定めのない常勤職員が中心となって担うという無期限任用の原則があるが、本条例の制定は臨時職員・非常勤職員の正規化や定員拡大、同一労働同一賃金など根本的な改善策が示されていないことを指摘して反対する。

### 檀原市立幼稚園保育料条例の一部改正

### 【反対】日本共産党

国が考える保育の無償化は消費増税分をあてるとしており、生活保護世帯や住民税非課税世帯など低所得者ほど負担の重くなる点を指摘して反対する。

### 檀原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

### 【反対】日本共産党

本条例案は消費増税を基本としているが、保育料は既に所得に応じて段階的になっており、低所得者の恩恵は少なく、消費増税分が負担増となる。経過措置の5年間は保育士が1人もいない保育施設も給付対象とする内容となっているが、国会の参考人から「指導監督体制のスタッフが足りない。人員配置と予算化が必要だ」と指摘があるように指導監督体制の強化なしにどうやって安全・安心な保育を保障するのか。また、本条例案にはこれまで保育料に含まれていた3歳から5歳児の給食おかず費を施設側に徴収されることも盛り込まれているが、保育の一環である給食費は公

費負担すべきで実費化は公的保育を後退させるものだ。以上の点を指摘して反対する。

**檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正**

**【反対】日本共産党**

待機児童解消は設置基準を満たす認可保育所で行うことを基本とするべきで、地域型保育事業そのものに問題がある。また、全ての子どもに健やかな育ちを保障する保育の観点や体調の変動も大きく、個別の対応が欠かせないことから、基本的に食事の外部搬入は行うべきではない。自園調理が原則であり、責任も曖昧になりかねない給食の搬入に反対する。

**【反対】日本共産党**

類似団体から見ても議員定数24名は極めて妥当な数である。地方議会研究会元代表野村稔氏は、議会の迫力というのは議論の迫力と数の迫力であり、議員を減らすことは議会の弱体化であり、ひいては住民の弱体化であると語っている。議員定数を減らしていることが十分に行政に反映することのできるのか。1名削減で経費を約850万円削減される一方、議員報酬を5%カットすれば約1,000万円、1名削減するなら議員報酬を5%カットすることを提案して反対する。

**【賛成】自由民主党**

厳しい財政状況のなか、行政改革、子育て支援や待機児童対策、結婚活動支援事業などに取り組まれ、分庁舎では市民の利便性向上、にぎわいの創出に積極的に取り組まれた。今後も魅力あるまちづくりに向けて努力されることを願う賛成する。

**【反対】いずれの会派にも所属しない議員**

民間がやるべきホテルを公共事業でやってはいけないという内閣の閣議決定に違反をしてもよいという理由はどこにもない。会議で若手職員が考えを言っても幹部職員が「市長がせよと言ってるからこうしよう」と言ってる議論がとまり、結論ありきで会議にならない状況があると聞いた。以前よく行われていたシティフォーラムは近年めっきり回数が減った。この12年間にコンプライアンス条例をつくるべきと申し上げてきたが、市長から「コンプライアンス条例をつくりたい」という声は聞いたことがない。コンプラ

イアンス、法令遵守を取り戻すため、決算認定で市長の姿勢の見直しを求める意思表示をしなければならぬものと思ひ反対する。

**平成30年度檀原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定**

**【反対】日本共産党**

1980年代以降減り続けている国庫負担を増額して国保税を引き下げ、市民の命と健康を守る制度を取り戻し、本市独自の申請減免制度の措置を拡充することを指摘して反対する。

**平成30年度檀原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定**

**【反対】日本共産党**

未納・滞納者の保険証を取り上げ、1カ月などの短期保険証が交付される。留め置きがなされ、社会的弱者、高齢者の命を大切にしない本医療制度は廃止をすることを主張して反対する。

**平成30年度檀原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定**

**【反対】日本共産党**

安心して暮らせる制度にするために利用料負担軽減制度をしっかりとつくり、平成30年度末で14億5,000万円積み上がっている基金を活用して保険料の引き下げや所得段階の拡充を考慮することを求めて反対する。

**平成30年度檀原市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定**

**【反対】日本共産党**

畝傍御陵前駅東駐車場は毎年起債元利償還金約2,440万円を返済して赤字運営を続けてきた。今後大きな事業、施設を建てる場合は事前・事後の評価制度をしっかりと行い、事業を行うべきであると指摘して反対する。

**平成30年度檀原市上下水道事業会計決算認定**

**【反対】日本共産党**

負担の重くなる逆進性の広がることは否定できない消費税が上下水道料金に転嫁されているため反対する。

**平成30年度檀原市下水道事業会計決算認定**

**【反対】日本共産党**

収入の少ない方や社会的に

**令和元年度檀原市一般会計補正予算(第2号)**

**【反対】日本共産党**

低所得者ほど負担の重い消費税増税と公費でのホテル建設に反対しており、税金は市民の暮らしを守るために使うべきである。

**檀原市議会の議員の定数を定める条例の一部改正**

弱い立場の方ほど負担割合が重くなる逆進性が広がる消費税が料金に転嫁されているため反対する。

**報告**

平成30年度榿原市健全化判断比率及び資金不足比率の報告

平成30年度榿原市土地開発公社の経営状況の報告

**要望書**

議長宛に次の要望書が提出され、全議員に配布しました。

- 令和元年度（公社）全シ協定時総会決議にかかる要望活動について（要請）
- 公益社団法人 榿原市シルバー人材センター 理事長 岡崎益光

榿原市内建設関連業者に関する要望について

榿原商工会議所建設業部会 部会長 崧山雅由氏他1名

既存住宅に対する地盤調査に対する補助金の交付に関する陳情書

耐震診断における項目の地盤の状況報告の改善に関する陳情書

地盤調査、液状化対策に対する補助金等に関する陳情書

新築時の地盤改良工事に対する補助金の交付に関する陳情書

以上4件 榿岡邦彦氏

榿原市内の認可保育所に対する榿原市の指導及び監査の強化を望む要望書

元社会福祉法人誠福社会 理事長 故吉原榮一相続人 吉原一彦氏

令和2年度における榿原市教育委員会所管予算ならびに教育諸施策等に関する要望書

榿原市PTA連合会 会長 森本洋司氏

**教育委員会の委員任命に同意**

教育委員会の委員1名が、令和元年10月24日に任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、中平えり子氏（葛本町67歳）を任命することに同意しました。

**人権擁護委員の委員候補者の推薦に同意**

人権擁護委員1名が、令和元年12月31日に任期満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、金振成子氏（慈明寺町68歳）を推薦することに同意しました。

**農業委員会の委員任命及び農業委員会の委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用に同意**

農業委員会の委員14人が、令和元年11月30日に任期満了

となるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定及び、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定に基づき、石井三智子氏（石川町72歳）、上田逸朗氏（常盤町68歳）、岡崎佳世子氏（曾我町37歳）、岡本和久氏（町69歳）、中川眞一氏（観音寺町57歳）、西森昭徳氏（小槻町80歳）、福田照美氏（東坊城町85歳）、堀田雅三氏（出垣内町56歳）、森田尚子氏（醍醐町60歳）、安田宗義氏（東坊城町72歳）、吉川恵三氏（城殿町77歳）、

吉川作衛氏（東竹田町67歳）、吉川英克氏（曲川町41歳）、蘆村雅光氏（出合町75歳）を任命すること及び農業委員会の委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用に同意しました。



**議員提出案件**

**意見書・決議書**

意見書1件・決議書1件が議員から提出、ともに可決され、議長名をもって関係機関へ提出しました。

**可決**

◆高年齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

（内閣総理大臣、国土交通大臣、経済産業大臣、総務大臣、国家公安委員長あて提出）

◆議員定数の削減により生じる予算に関する決議書

（榿原市長、教育長あて提出）

# 議案に対する議員の賛否の状況

(賛否が分かれた議案のみ掲載)

○賛成 ×反対

	議 席 番 号																								人数		議 決 結 果
	1	3	4	5	6	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	賛成	反対			
令和元年9月定例会	大北かずすけ	森下みや子	成谷文彦	奥田寛	竹森衛	西川正克	榎本利明	佐藤太郎	井ノ上剛	竹田のぶや	廣井一隆	大保由香子	松木雅徳	たけだやすひこ	榎尾幸雄	小川和俊	原山大亮	杉井康夫	うすい卓也	松尾高英	奥田英人	細川佳秀					
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	19	2	可決	
橿原市立幼稚園保育料条例の一部改正	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	19	2	可決	
橿原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	19	2	可決	
橿原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	19	2	可決	
特定事業契約の変更	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	19	2	可決	
令和元年度橿原市一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	19	2	可決	
橿原市議会の議員の定数を定める条例の一部改正	○	○	○	○	×	×	○	○	-	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	18	2	可決	
平成30年度橿原市一般会計歳入歳出決算認定	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	14	7	認定	
平成30年度橿原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	19	2	認定	
平成30年度橿原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	19	2	認定	
平成30年度橿原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	19	2	認定	
平成30年度橿原市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	19	2	認定	
平成30年度橿原市上水道事業会計決算認定	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	19	2	認定	
平成30年度橿原市下水道事業会計決算認定	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	19	2	認定	

※榎尾幸雄議長は通常採決には加わりません。 ※この表には意見書及び人事案件に対する賛否は含んでおりません。



## 委員会審査

予算特別委員会では令和元年度補正予算、決算特別委員会で平成30年度決算がそれぞれ審査されました。

### 予算特別委員会<10名で構成>

- 委員長 —  
井ノ上 剛
- 副委員長 —  
竹森 衛
- 委員 —  
大北かずすけ ・ 森下みや子  
奥田 寛 ・ 榎本 利明  
廣井 一隆 ・ たけだやすひこ  
杉井 康夫 ・ 奥田 英人

### 決算特別委員会<10名で構成>

- 委員長 —  
竹田のぶや
- 副委員長 —  
西川 正克
- 委員 —  
成谷 文彦 ・ 佐藤 太郎  
松木 雅徳 ・ 小川 和俊  
原山 大亮 ・ うすい卓也  
松尾 高英 ・ 細川 佳秀

# 会派別議員名簿

### 公明党(3名)

大北 かずすけ  
森下 みや子  
成谷 文彦

### 日本共産党(2名)

竹森 衛  
西川 正克

### 自民党(4名)

榎本 利明  
佐藤 太郎  
井ノ上 剛  
竹田 のぶや

### 研政(2名)

廣井 一隆  
松尾 高英

### 一丸(2名)

大保 由香子(副議長)  
うすい 卓也

### 蘇政会(2名)

松木 雅徳  
たけだ やすひこ

### 好きやねん榎原(2名)

榎尾 幸雄(議長)  
小川 和俊

### 自由民主党(2名)

奥田 英人  
細川 佳秀

### いずれの会派にも所属しない議員(3名)

奥田 寛  
原山 大亮  
杉井 康夫

(令和元年9月26日現在)  
(全22名)

## 議員活動状況 [政務活動費使用を含む]

開催日	テーマ(開催地)	視察議員
6月29日	特定非営利法人日本防災士会 地方議員連絡会令和元年通常総会 研修「大規模災害時のトイレ対策を急げ」 「迫り来る大規模災害を前に議員がなすべきこと」 (東京都千代田区)	奥田英人
8月7日	「指定管理者制度と公共施設の再編等における議会の役割」 「空き家に関する地方公共団体の取り組み」(京都市南区)	成谷文彦
8月22日	「公会計改革による自治体『経営』」(東京都中央区)	成谷文彦

# 一般質問

佐藤 太郎  
(自民党)

## 京奈和自動車道

**問** 京奈和自動車道の5工区（橿原北～橿原高田インターチェンジ間）の整備が大和御所道路の中で一番最後になった理由。また、5工区の事業費と進捗状況と何件用地未買収が残っているのか。それと大和御所道路が無償化になった経緯は。

**答** いつまでに完成するという目標が決まっているものではなく、順次ミッシングリンクとなっているところから進めている。

全体事業費は、事業箇所ごとに算出しており、工区ごとの事業費の管理はしていない。平成31年度国が公表している大和御所道路全体事業費は5、800億円。用地進捗状況は、

大和御所道路全体の面積ベースで約99%の進捗。

5工区のみ用地進捗は、現在、用地交渉を継続中のため、回答は控えたい。無償化については、国の直轄事業で整備しており、全線無料で通行可能である。

## 森下市長のこれまでの政治主張と選挙公約と実績

**問** 選挙の証紙がついているビラと政治団体のビラが存在するが、どちらも市民との約束なのか。

**答** 選挙運動用と政治活動用ビラは、公約となる。

**問** 前回の選挙時に「新分庁舎を整備することで年間5万人の宿泊者が来訪し、約2万円を消費することで、年間約10億円の経済効果がある」と主張していたが実績は。

**答** 昨年2月13日のオープン以降最初の1年間は、稼働率が61%で宿泊者数は4万3千人。今年は4万5千人以上で、稼働率65%。観光庁の数字では、県内観光客1人あたりの消費金額は4千円で宿泊すれば2万円以上消費してもらえ、カンデオに泊まった数字

を掛けると、10億円以上は出ていると確信している。

**問** ビラに、「市がホテル部分を15億円为建设。市が事業者に施設を貸し、20年間の契約で施設の運営を任せる。20年間でホテル側から支払われる賃料は8億円。市は、7億円以上のまちづくり事業を行うおうとしている。その効果の見込額は1年間で10億円、20年間で約200億にもなる」と。この表記では、市に入ると誤認してしまうのではないか。

**答** 市に入るとは一言も書いていない。どれぐらいの人が来て、その人たちが消費してもらおうかを言っているだけで、そのようなことは書いてもななく言ったことはない。

**問** 市長が答えたとおりで、誤認しているのは市民だけで、実際の経済効果は、国・県にあり市にはない。以前の一般質問で、市内で雇用創出があり、新たに約50人雇ってもらえ、当時の平均給与45.2万円を掛け、年間の市民税は1人10万円、50人で500万円入る計算だった。ミグランスで年収450万円の従業員50人の新たな雇用創出はでき

たのか。

**答** PFI事業にかかわる従業員は76名。名前や性別、担当業務の報告は受けているが、雇用形態の報告を受けておらず、税収がどの程度になるかは回答できない。

**問** 雇用の創出、平均給料45.2万円、1人当たりの市民税は10万円、50人と明言している。良いことだけ明言し、聞くとわからない。これは100億円の市民の税金を使っている事業。もう一度回答してほしい。

**答** 具体的にどの税目で幾らとは、税の守秘義務上、回答することはできない。

**問** 市民の方が何人働いているか教えてほしい。

**答** 一定の報告は受けているが、内訳は、会社経営上の機密事項にもつながり答弁は控える。

**問** PFI事業は、市が政策で行っている以上、どこから来たお客さんであるか、ビジネスか観光客か、どこの国から来たのか出す必要がある。

**答** まちや社会の形が変わり、ベッドタウンとして発展してきた市で、このままではだめだと、収入の入るところを広

げるのが我々の取り組み。そのため、たくさんの方がいる交流することで、消費しお金を落としてもらえる。それは医療、福祉、町並みに利用するためのお金であり、今までのようなやり方ではだめだと方針を急激に切っているように見えているかもわからないが、このまちは、県の中でも大きな交差点のまちである。それをうまく利用し、まち全体が潤っていけるようにするのが、大義であり理解を願いたい。

**問** 家賃収益は6千万円、消費税は4億円の収入に対し10%の半分が入ってくるかわからない計算。これは、赤字事業。市長は、10億円、20年間で200億円の経済効果があり、市に入ってくるとは書いていないとの話だが、これを見れば、市に入ってくるのかと思う。10億円も経済効果がないことを知っていたのに、事実と違う虚偽内容を政治ビラで流布したと考えられるが。

**答** 10億円と言うが計算するのは非常に難しい。ただ、観光庁が出している1人当たりの計算式により、この地域の

消費をはめれば10億円以上は出ている。大げさに書いたことでもない、実はもつと出ているのではないかと考える。

**問** 宿泊者の消費額が増え、市に2万5千円以上入る根拠は。

**答** 消費されるので増えて当然であり、何に使うのかを求めているわけではない。消費してもらうことと同時に、地域のことをわかっってもらい付加価値がある。

**問** ビラには、宿泊と訪問客で経済効果が全く違うと書いてあり、訪問客は経済効果が極めて低く、経済効果が見込まれる宿泊客を得るためにホテルをつくと書いていたが、今の話なら交流人口が大事だと言っているのはなぜか。

**答** 観光や訪問客など来てもらうことが一番大事である。どれぐらいお金を落とすとしてくれるかは個人によって違う。とにかく来てもらわないとわからない。そこから始めようというのが市のとるべき姿勢だと考える。

**問** 平成29年9月の一般質問で「経済効果は、乗数理論を使っていない。足し算だけの部分しか使っておらず、マイ

ナスは一切考えていない」とこれのどこが政策なのか。10億円の経済効果は、今の計算方法なら、税金を使い、市に入ってくるかわからない客の経済効果を書いている。

市に入っていないものをなぜ市の税金で行うのか。

**答** 何年も先のことを考え、今、手を打っておかないと厳しい。子どもたちや福祉に対するお金も出ない。今のうちに一生懸命耕している。それを理解できなければ、この議論はしても仕方ない。

**問** 財源が確定していないのに、なぜ人口減問題を語るこ

とができるのか。

**答** 平成26年の県内は、観光客が増えているが、宿泊客が少なくホテルも少ない状態だった。それを打破するため、PFI事業で、官民連携、民間の力を借り事業を行った。



政治活動用ビラ

一般質問  
奥田 寛  
(いづれの会にも所属しない議員)

公職選挙法の  
公務員の地位利用

**問** 自治委員連合会の会長名義あるいは団体名義で、市長選に森下市長を推薦したと聞いた。公選法136条の2に公務員の地位利用の禁止がある。会長は自治委員だが、自治委員は公務員か。

**答** 自治委員は市職員ではない。地方公務員法や公職選挙法の適用はない。

**問** 自治会と自治委員会、自治会長と自治委員会会長は別の存在で、自治委員は市長名で公にかかわる仕事を委嘱された公の職だが、公務員ではないという理由は。

**答** 自治委員会は11地区に各会長があり、その1人が自治委員連合会会長である。それとは別に各地区に任意団体の自治会があり、その長は自治会長、総代、委員長など呼称は様々である。自治委員は市長が委嘱しているが公務員としての定め、報酬はない。

**問** 報酬がなければ公務員ではないということか。自治委員連合会会長は自治委員以外に25個の公の仕事を委嘱されており、都市計画審議会など、報酬のある職もある。また、檀原市明るい選挙推進協議会会長もされているが、選挙事務にかかわる関係者は制限があるのでは。市から委嘱された職を複数持ち、報酬をもらっていたとしても、自治委員の肩書で選挙活動や特定候補の推薦をすることは問題がないのか。

**答** 公選法136条の2に「公務員等の地位利用による選挙運動の禁止」がある。例えば、補助金、契約の締結、許認可等、その権限に基づく影響力を利用することを禁止しているが、自治委員会会長等はこれを利用していないと考えている。明るい選挙推進協議会は任意団体で、報酬はなく、公務員ではない。

**問** 『選挙関係実判例集』(ぎょうせい)に「従来準備行為と考えられていた次の行為は、候補者の推薦・支持の目的を持ってなされたときは地位利用の選挙運動とみなされる。第136条の2第2項、

1、〇〇省〇〇局長が職務上の関係のある団体の推薦候補者を決める際に干渉すること」とあり、干渉しただけでアウトになる。非常勤であれば何であれ全ての公務員に適用されるが、市長・副市長は、そういうことはしていないか。

**答** そういう疑いを持たれるような行為はやっていない。

**問** 推薦依頼をしたことがあるかどうかを聞いている。

**答** していない。

**問** 市役所がN T Tにお金を払って借りている北館の建物は行政財産ではないので行政財産目的外使用は使えないはずだが、無理やり準用して、労働組合に無料で一室を貸しているが法令に抵触しないのか。利益供与の相手方にあたる労働組合に推薦依頼をしていたら、それは関係団体に対する推薦の干渉にあたるのか。どれぐらいの金額の利益を渡している計算になるのか。

**答** 組合事務所の使用料は免除している。財産条例を準用した場合は年間約46万3,000円、支払賃料を面積按分すれば年間約130万円の計算になる。市は労働組合の使用部屋は免除との考え方で、

利益供与に一切当たらない。

**問** 法令上の根拠は。

**答** 公有財産規則第16条第1項第4号のサ、その他市長が特に必要と認める場合においてを用いている。

**問** 行政財産ではないものに対して行政財産用の条例・規則を使ったとの見解か。

**答** 行政が借りている物件を使わせるので財産条例を準用した。今後も使用料をもらう考えはない。

**問** 教職員労働組合の幹部が関わった公金不正事件についての、議会の100条委員会も閉じていない内から、労組を選挙に関係させるべきではないと思っている。連合へ推薦依頼を出すことで、自治労や教職員組合を含む傘下の団体が推薦決定をするという聞いているが、自治委員会や自治労働の森下市長の推薦はどこから生じたのか。

**答** 大部分は自然と「推薦状を出しましょうか」という流れが多いのではないかと。一生懸命集めに回っているわけではなく、「推薦状をお持ちしましょうか」という声かけはたくさんいただいている。

## ホテルの誘致

**問** フクダ不動産のホテルが市内でできなくても、民間ホテルが来ると市長は3回くらい言っているが、いつまで実現していないのでは。

**答** 平成27年9月に民間ホテル建設計画の記事が建設関係の新聞に掲載されたが、現時点でどうなったかは把握していない。ほかにも事業者から相談があったが具体的な提案に至っていない。

**問** 建築確認申請まで行った事例はあるのか。

**答** 建築確認は出ていないという認識である。

**問** 各案件を具体的に。

**答** 畝傍御陵前駅東側の公社用地を紹介したが総合的に判断して断念されたのが1件。現時点で継続を確認できていないが、3〜4年前に医大病院近くで話があったのが1件。具体的には聞いていないが、榎原神宮前駅周辺で事業者が検討していると聞いているのが1件。市に情報が入っていない部分もあるかと思う。この場所で宿泊施設がやっている

けることがようやく業界にわかってもらっている段階だ。それはカンデオホテルが来て八木周辺が変わってきた大きな成果で、今後関西は大きな事業展開で変わってくるので必ずチャンスがあると考えている。



分庁舎・ホテル複合施設

## デジタルガバナンス

**問** 65億円で本庁舎を建てて職員を集約する計画だが、それをやっても昆虫館やクリンセンターなどの出先は残る。遠方から、書類を電子メールで送ってテレビ電話で市長決裁を受けることは1億もかか

らなはずで、優先的に導入すべきではないか。支出命令など原本の請求書が必要なら

その運搬に特化したバイク便のような職員が1、2人いれば効率化できる。ハードよりソフトを優先して、業務効率化に取り組むべきでは。

**答** 電子決裁のメリットは多いが問題もある。平成31年1月から文書管理システムを導入し電子化に取り組み、テレビ会議は既に一部で導入した。問題点や費用対効果も考えて今後検討する必要がある。

**問** 10年ほど前に情報システム室長に「全ての文書は電子化して、保存年限も取っ払うべきだ」という提言をしたが電子化は一切進んでいない。市長にソフトよりもハードという考えがあるからなのか。

**答** 電子化は早く進めてほしいが現場に任せている。電子決裁できるようになればいいと思うが、今までの経過があるので現場と話をして進めていくべきだ。

## 将来を見据えた 行財政改革

一般質問  
原山 大亮  
（日本維新の会）  
いまの歳に所属しつづ

**問** 行財政改革の経緯は。

**答** 昭和60年の第1次榎原市行政改革大綱から行政改革を明確に規定した。平成8年に第2次、15年に第3次を策定し、17年に、具体的な改革事項を定め、その後3カ年で約42億4千万円の歳出削減、約7億3千万円の歳入増額。20年に第4次を策定し、5年間で歳入歳出合わせて約30億円の効果。24年に第5次を策定し、業務の妥当性等を検証し、事務事業の廃止や縮小で、歳入歳出合わせて約30億円の効果。引き続き行政改革の視点を生かし、事務を進めたい。現在、次期総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略を見直している。総合計画に行財政改革分野も位置づけ、人口減少に効果のある施策を抽出・検討し、総合戦略に位置づけたい。

**問** 全国的に同じような取り

組みをするだけでは、財政状況等を含めた市町村ランキングで上位に来ることは難しい。第5次行革大綱における本市の特色ある取り組みを含め、具体的な効果は。

**答** 重点項目の「市民と協働で進める行政運営」では、「橿原市パブリックコメント手続実施要綱」を全庁的に運用し、市民の声を積極的に施策へ反映できるようにした。「選択と集中による行政運営」では、本市の特色ある取り組みの、ごみ処理施設の長期包括契約等で、従来の手法と比較して約24億3千万円の歳出削減の見込み。「親しまれ信頼される市役所の実現と職員の育成」では、給与制度の見直し、定員管理の適正化等で、約5億7千万円の歳出削減。直接的な経費で約30億円削減し、事務効率化や市民に対する行政サービスを向上した。

**問** さらなる行財政改革が必要である。少子高齢化や人口減少がさらに進み、今の仕組みでは次世代に大きな負担がかかる。無駄を省き、必要なところにお金をかけて、持続可能なまちづくりをしてほしい。行政運営の基本であるス

クラブ・アンド・ビルドを実行しているのか。また、EBPM（根拠に基づく政策立案）に基づく政策が必要だが、本市の将来を見据えた政策や施策の考えは。

**答** 今後の行政政策は、PDCAサイクルにEBPMを取り入れ、明確な目的と対象を設定し、各成果を目指す必要がある。新たな行革要素を取り入れ、総合計画の策定を進めており、全ての事務事業を対象に、先進自治体の取り組み等の導入の可能性も検討している。新たなテクノロジの活用で生まれる業務の効率化と事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを並行しながら、持続可能なまちづくりができる行政運営を進めたい。

## 都市公園の運営

**問** 都市公園法の改正に伴い、大阪市は、天王寺公園と大阪城公園を、赤字施設からにぎわいある収益施設へ民間活用で再生させた。本市は、170億円もの税金を投じながら、改正前の都市公園法に基づき、橿原運動公園を運営している。

橿原運動公園設置の経緯および、今後の運営の考えは。

**答** 橿原運動公園は、昭和51年策定の基本計画をもとに、52年に都市計画決定し、事業化。56年に運動公園南側エリアの追加、平成19年に運動公園南東部エリアの追加と、都市計画決定の変更。昭和55年に流水プールを開園し、整備を順次完了。昭和61年にソフトボール場、62年に軟式野球場を整備し、球技施設を充実。平成4年に、基本計画を見直し、5年にテニスコート、8年に硬式野球場を整備。平成7年に、サッカー場の計画を追加する基本計画の見直しを行い、11年に天然芝の多目的グラウンドを整備。平成17年に、緑の拠点、スポーツ・レクリエーションの中核機能の充実、広域的防災拠点の充実に目的として基本計画を見直した。平成21年に災害用備蓄倉庫を建設し、防災機能を有する公園とした。その後、計画的に防災機能を向上。平成30年に、硬式野球場のスコアボードをフルカラーLEDに更新し、本年7月には、多目的グラウンド2面を人工芝化。基礎調査を終えており、民間

活用による公園のにぎわい創出等を目指し検討している。基本計画の見直しから14年経過しており、橿原運動公園全体の方向性を明確にする必要がある。早急に、橿原運動公園基本計画を見直すべく現在も検討している。

**問** 計画決定から14年間計画の見直しもせずに運営しており、いざ行きたりばったりの運営である。運動公園の利用者数の推移、老朽化したプールの今後の運営は。

**答** 現在、橿原市スポーツ協会が指定管理者として事業計画を定め、管理運営している。総合プールと公園施設を合わせた各5カ年の利用者数は、平成26年度18万3,560人、その後順調に増加を続け、29年度21万1,407人、昨年度18万9,364人。21年度の現指定管理者による運営開始時点と過去5年実績を比較すると、最大5万8,895人、約1.4倍に増加している。利用者数の約4割、料金収入の約8割を総合プールに依存している。総合プールは、39年経過し、老朽化が著しい箇所もある。現況調査と将来コストの把握に向けた予算化

の検討に着手している。調査の結果、多額の維持・更新費用が必要となれば、今後の総合プールのあり方も検証が必要となる。多様なスポーツ活動の機会を創出し、施設のさらなる利用促進を図りたい。

**問** 知事の勝手な発言を、渡りに船と捉えていないか。

**答** 本市の運動公園と県の橿原公苑の交換問題で心配をかけている。県議会での知事発言が全てであり、県の担当組織から公式な働きかけはない。本市は、一体的利用を前向きに進めたい。できるだけ早く、適当な時期に正式文書で県とやりとりを始めたい。施設の交換前提ではなく、本市の最善策を前向きに検討したい。

**問** 国体の意義を十分に発揮し、社会が活気づくことにはすばらしいが、目的が失われ、手段がひとり歩きしている現実もある。過去の事例や見直すべき点も調べた上で交換に応じようとしているのか。

く。開催後の施設活用方法等、県とも十分に協議して課題の解消に向けた調査等もしたい。

**問** 国体開催のために、市の意見も聞かず、自分の思いだけで知事が発言している。都市公園法の改正に伴い、今後の可能性を秘めた檀原運動公園を県と交換することが最善策だと本市は考えているのか。

**答** 何も決定されていない。条件が整わない場合、いつでも本市が協議を中止できると考えている。檀原公苑と運動公園を一体的に捉えたスポーツ拠点施設の整備構想を策定する県の業務は凍結されたと聞いている。本市も独自に調査検討を行うべきと考えている。県と協議を進めるには、さまざまな意見を聞き、審議の上で決定し、最終的には議会の議決が必要となるため、理解をお願いしたい。

**問** コスト面だけを考えると、鴻ノ池陸上競技場を改修して開催することが望ましいが、それ以上の効果や本市に寄与する部分があれば一考の余地はある。無計画な箱物行政を展開する県と明るい未来がつくれるのか疑問である。本市がしっかりと取り組まな

ければ、負の遺産となることは間違いない。本計画で現在と未来の檀原市民が受けられる具体的な恩恵は。

**答** まず重視すべきは、市の発展に寄与しつつ、市の負担を少なくすることである。運動公園は全体的に老朽化しており、施設改修費が今後急激に増加する。県が施設を増強・改善して引き継げば、本市は施設改修費等を他に回せる。檀原公苑も老朽化しているが、重複施設を撤去して本市に引き継ぐことも考えられる。運動公園にある防災機能の問題等、解決すべき問題はあるが、丁寧に取り組みたい。



檀原運動公園

一般質問  
竹森 衛  
(日本共産党)

防災対策

**問** 災害時に要避難者の支援体制は不可欠である。市も避難支援者の名簿を作成しているが、現在の運用状況は。

**答** 平成25年の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者避難支援計画の作成が義務づけられ、市は平成27年度から名簿を作成し、今年9月1日現在の要支援者は4,450人。法律の指針に基づき、名簿を自治会及び自主防災組織、民生委員、檀原警察署、奈良県広域消防組合檀原消防署等の避難支援等関係者と情報共有し、避難が必要になった際に対応できる計画を持っている。

**問** 大雨で川が氾濫する。地震で家が倒壊する。台風で電気が来ない。現実到我々が直面することは予測しておく必要がある。要避難者の避難をスムーズに行うための計画をどのように進めていくのか。

**答** 計画には、本人情報として体の状況、どこに避難したのか、誰が協力してもらえるのか、緊急連絡先等を記載した個別計画を作成し、避難支援等関係者へ提供している。避難支援者は、この名簿により要支援者の方と交流を深め事前に経験しておくことが必要である。避難行動要支援者制度が知られていない現実もあり、今後も周知啓発を図り、積極的な活動につなげていくよう努力していく。

**問** 河川等の氾濫被害や、台風から市民の命を守るための今後の対策は。

**答** 国は今年から避難のための警戒レベルを発表し、スムーズな避難を促している。市は、情報の正確な伝達や発令が重要であると心得ている。初期期の避難は、地域の協力が不可欠で、地域コミュニティの向上により地域防災力を上げていくことを大きな目標として進めている。

**問** ブロック塀対策の進捗状況は。

**答** 学校施設は、幼稚園2園、小学校9校、中学校3校で不適合であるブロック塀を確認し、平成30年8月末までに撤

去・改修を完了。公共施設で、不適合である施設を15カ所確認し、平成30年度で解体、撤去、補強等を完了。民有地のブロック塀対応は、平成30年度にブロック塀の安全化の促進を図るべく補助金交付を行っている。昨年度は56件の事前申込みがあり、26件が工事を実施。今年度は8月末時点で32件の事前相談で12件が工事中である。

**問** 避難所にTKB(トイレ・キッチン・ベッド)等、避難所だから我慢ではなく、避難所だからこそストレスの少ない生活を確立する工夫が必要である。避難者の生活環境を確保するための対策は。

**答** 近年、避難所運営は、国により応急的な支援を打ち出している。市は、支援をスムーズに受け入れ活用できる態勢やマニュアルの整備を図っていく。

**問** 檀原運動公園は29.4ヘクタール、170億円の税金を投じ、備蓄倉庫や耐震貯水槽が整備され、仮設住宅の設置計画や食料等の備蓄は実施しているが、今後の拡充は。

**答** 市で避難生活に必要な全てを賄うことはできない。各

種団体と協定を進め、流通備蓄を活用し、国・県の支援をスムーズに受けられる受援体制を整えていく。

**問** 市長は市民の命を預かる責任者として、今後の豪雨災害や地震など自然災害に備えるための防災、減災対策は。

**答** 普段より地域で確認し合い周知徹底し、啓発することが一番大事である。公助に關して全面的に手は尽くしているが、まだまだ足りないこともあり、それに向かいできる限り力を注いでいきたい。

**問** 運動公園のあり方についてのアクションが来ていないとの話だが、この場所は、隣に広域消防組合や南の拠点として備蓄倉庫もあり、県と協議するようにはないと考える。国体が悪いと言わないが、広域避難地に指定されている重要性をどのように考えているのか。

**答** 運動公園の役割は、スポーツをする場所であると同時に、避難場所でもある。ただ、県と国体に向けての交換は慎重に詰めていかなければならない。防災の拠点施設、運動の拠点施設どちらも必要と考

える。今後、県との話し合いで、我々にとってこの場所は大事だということは間違いない。思いを込めて前へ進めていきたい。



運動公園備蓄倉庫

## 子どもの虐待

**問** 児童虐待防止法、児童福祉法、DV防止法等が改正され、児童のしつけに対し、親権者は体罰を与えてはならないと明記されたが、その後も痛ましい事件が発生し、幼い命が奪われている。市も早期発見・対応に努めているが、未然に防止するための対策は。

**答** 児童相談件数に占める児童虐待の相談件数が増加し、

平成30年度は791件の内314件が児童虐待の相談である。高田子ども家庭相談センターと連携し、子育て支援課と家庭児童相談員が家庭訪問等を行い状況把握に努めている。また、相談支援ネットワークを構築し、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し、こども家庭相談センター、警察、医療機関、母子保健分野、児童委員、福祉部局、教育委員会、学校等の複数の機関で援助を行っている。

**問** 現在家庭児童相談員を6名配置しているが、何が不足し、何を補い拡充していかなければならないのか。

**答** 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情把握、相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められており、今後、支援拠点の設置に向けた体制づくりに努めていきたい。

**問** 虐待相談の約2割が0歳児から3歳児未満である。妊

娠期から切れ目ない支援体制をどのように進めていくのか。

**答** 平成29年4月より子育て世代包括支援センターを設置し、庁内の関係各課や機関と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めている。妊産婦・乳幼児相談窓口を保健福祉センター、ミグランスに設置し、いつでも相談できる体制を整えている。また、こども未来課で開設している子育て総合窓口では、子育てアテンダントが小学校就学までの各種支援に関する相談や助言を行っている。

**問** 全国で児童福祉司を配置しているのは、全体の半数に満たない。総合的に基礎自治体として児童福祉司、児童相談所を新しい庁舎にもつくることに市長の考えは。

**答** 児童相談所のあり方は、今、世の中で問われている。児相がどこまで自分の仕事を抱え、面倒見るのか。警察とのかかわりも大きな問題で、1つの規則の中ですべて共有するのは難しい。現在、おこなっていることについては、丁寧な、きめ細かく、優しく実施していく。

一般質問

**井ノ上剛**  
(自民党)

## 市の人口対策

**問** 人口減少の本番はこれからで、国、県、市町村が一体で向かい合うべき最大の国難だという認識が必要だが、昭和31年の市制発足当時から現在までの本市の人口推移は。

**答** 発足当時は3万8,560人。昭和33年に5万人、昭和52年に10万人を超え、平成16年に12万5,964人に到達。その後横ばいが続き、平成27年に12万5,000人を割って減少が続き、令和元年7月1日時点で12万1,931人である。人口動態の一番古い資料は昭和38年、出生718人、死亡555人で163人の自然増、転入3,273人、転出2,175人で1,098人の社会増。人口増のピークは昭和45年、自然増1,204人、社会増5,045人、合計6,249人増。自然増は平成23年ごろまで続き、平成26年から自然減が100

人を超え、平成29年度は269人の自然減。社会増減は平成9年から減少傾向が顕著となり、平成29年度は323人減だった。ここ数年は毎年500人前後人口が減少している。

**問** 過去の人口推計と結果検証は。直近の「檀原市人口ビジョン」では推計にとどまらず、明確な人口目標を設定しているが、その結果検証は。

**答** 平成元年策定の第1次総合計画の人口予測は平成12年に13万1500人、目標人口を15万人と設定し、結果は12万5174人。平成10年策定の第2次総合計画は平成19年人口を13万9000人と見通し、適正人口を15万人と想定し、結果は12万5608人。平成20年策定の第3次総合計画は平成29年の人口予測を12万3360人と設定し、結果は12万3337人。平成27年度策定の人口ビジョンでは2060年に10万3873人を目標値とし、2020年の人口ビジョンは12万4427人と設定したが、本年7月1日人口は12万2000人と2、500人程度乖離し

ている。自然減と社会減がともに予測をはるかに上回ったことが大きな要因だ。  
**問** 厳しく人口推計をすると言われる国立社会保障・人口問題研究所の2020年の推計値は12万3113人だが、既に本年7月の時点でこの推計すら大きく下回っており、緊急事態との認識が必要だが、合計特殊出生率と実際の出生数の推移と人口ビジョンにおける目標値は。

**答** 本市の合計特殊出生率の昭和58年から5年ごとの平均値は1.73、1.55、1.43、1.39、1.30と推移し、平成20年からの5年平均値は1.37であった。出生数の最も古いデータは昭和38年の718人、最多は昭和48年の2005人。平成元年1510人、以後減少して平成29年905人であった。人口ビジョンでは直近の合計特殊出生率1.37をベースとし、国が示す基準とほぼ同様に10年間で0.2%上昇すると仮定し、2040年に国民の希望出生率1.83に、2060年に国の長期ビジョンと同様2.07に回復すると算定した。

**問** 現状では出生率2.07は極めて達成困難と言わざるを得ない。国や県の情報提供に基づいて2060年の出生率2.07基準でつくる必要があったとしても、最大のリスクを前提に政策をつくるべきだが、人口ビジョンの将来人口推計の見直しの考えは。

**答** 第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略策定にあわせて修正予定だが、庁内検討委員会や総合政策審議会で意見を聞き、より現実的な数値を設定する方向で検討している。

**問** 人口ビジョンは本市の将来政策に大きく影響を与えるが、本庁舎建設計画、職員数や小中学校の再編問題などに影響が出るとの認識でよいか。

**答** 影響を及ぼすことになる。現在見直し中の総合計画の中で、特に人口を回復、維持する政策として総合戦略がある。本庁舎建設等はいずれも総合計画の中で位置づけられるが、戦略に位置づけるかどうかは現段階では答えられない。

**問** 総合戦略で掲げている合計特殊出生率や出生数を増やすための取り組みは。

**答** 総合戦略の基本目標の1つ「若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる」の中に4つの基本的方向がある。1点目「結婚したいと思う人を支援する」、2点目「安心して子どもを産み育てられる環境をつくる」、3点目「檀原の子どもたちに魅力ある学校教育を提供する」、4点目「男女が協力して子育てできる環境をつくる」である。1点目の事業に「かしはら結婚サポーター」を育成する施策、2点目の事業に妊婦健康診査や乳幼児健診や不妊治療費の助成事業、3点目の事業に特色ある教育の推進や郷土教育の推進などがある。

**問** 定住人口、交流人口、関係人口の用語の定義は。



総合戦略・人口ビジョン冊子

とだが、今後集中していくポイントには、初婚年齢を低下させる取り組み、そして、第1子の出産年齢を低下させる取り組みになると考えるが、本市の考えは。

**答** 安心して子どもを産み育てられる環境を早期につくることが重要だと考える。妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援や、働き方改革を含め男性の育児休暇取得促進など、現在の総合戦略の方向性は堅持したまま、戦略を構成する各施策を中心として、社会全体の潮流や変化を捉えた、柔軟な取り組みを進めることが重要である。

一般質問

榎本 利明 (自民党)

今井町並保存整備事務所の守るべき規範

**問** 「今井町並保存整備事務所、技術職のトップが長いこととはよくない。トップを交代してほしい」と政策審議監に言ったことがあるが覚えているか。

**答** はっきりと覚えていないが、「長く所長がいるのか」と言われた。指示するようなことは言われなかったと思う。「こういうところでトップが長い」という問題が起こりやすい。事務職の中に技術職を置いておくのもよくないため、ほかの組織へ持つていったらどうか」という話もしたが、覚えていないか。

**答** 一部は覚えている。組織の話と技術職員がトップである話を言われ、課長級だとは答えたが、指示するようなこととは言われなかったと思う。

**問** 教育委員会の管轄だった昆虫館は、問題が起こってすぐに魅力創造部の管轄となっ

た。今井町並保存整備事務所も、問題になった夜間中学校も教育委員会の管轄である。教育委員会の管轄で問題が起こっているが、教育委員会の組織の管理監督体制等は。

**答** 昆虫館は、平成28年度まで教育委員会の管轄で、館長は課長級を配置していた。畝傍夜間中学校には、畝傍中学校に校長を1人、夜間中学校専任の教頭を1人配置している。市職員の不正行為問題の再発防止のために、予算執行方法の見直し、教職員への内部研修等も実施している。チェック機能の強化等の改善に取り組み、厳しく管理・監督している。今井町並保存整備事務所は、適正な事務執行を職員に指導しており、違法性はないと考える。

類で、約1,100万円の改修費に約600万円の補助金が出ている。今井町並保存整備事務所のトップか教育委員会のどちらが補助金の判断をしているのか。

**答** 当NPO法人の「空き家バンク事業」では、町内の空き家と移住希望者とのマッチングを図り、空き家の紹介イベントである「まちあるき」を開催している。実績件数は、相談等も含めて、当NPO法人が空き家の物件に関わったものの全てを挙げていると考えられる。補助金は、補助対象経費の70%を支出している。また、市単独補助ではなく、国庫補助事業としても認められている。事業費全体では、補助金額は通常25%から30%の割合である。指摘の物件は、修理・修景事業であり、建築基準法に基づく確認申請等の提出も不要である。

**問** 対象の補助額は70%だが、実態は6割程度の補助金が支出されている。そんな事業でも、素人で問題ないということか。教育長の見解は。

**答** 建築確認を得たものは、そのルールに沿って書類が作成される。本案件は、恐らく

建築確認申請は不要だが、施工業者は一般建設業の業者と描いており、素人が描いたという認識はない。

**問** これは所長の物件ではないかと思っている。今井町並保存整備事務所のトップが、自分が購入した家を改修するため、どこかで見積もりをさせ、自分で決裁している。書類によると設計費75万円が補助額で出ている。70%程度の補助額なら、約100万円の設計料だが、素人に払っているのか。業者名は書かれているが、代表者の名前も記名捺印もない。自分で設計して、名前だけ使っているのではないかと懸念をもたれるようなやり方をするのか。

**答** 本物件は、伝統的建造物に指定されており、保存計画に定められた修理基準に基づき事業を実施している。指摘の業者は、一般建設業の許可も取得しており、設計書等の作成にも携わっている。本物件は、確認申請の提出も不要であり、本申請図面への氏名や捺印は求めている。しかし、補助金交付申請書の提出

書類の委任状で代表者等を確認している。



今井町並保存整備事務所

## 檀原市の 人事制度のあり方

**問** 本市は、課長、課長補佐、係長への昇格には試験制度をとっているようだが、間違いないか。部長級への昇格には、昇格試験があるのか。

**答** 課長級、課長補佐級、統括調整員級及び係長級への昇格には、昇格試験制度を導入している。各昇格試験は、毎年秋以降に実施しており、今年度も実施予定である。部長級は、市政に直結する職階であるため、昇格試験の対象と

はせず、人事異動の中で決定、配属している。

**問** 職員を採用する際は高い倫理観を求めているが、採用後の長い期間で事件・事故等、様々なことがあると思う。そういった点に関して人事としての考えや配慮は。

**答** 採用後から部長職まで相当の期間がある。経験を積み、失敗や反省もして、前向きに捉えて進むことが求められる。市全体でも、本市の目指すべき職員像である市民志向、経営志向、チャレンジ志向が実現できるように、今後も鋭意取り組みたい。

**問** 総務部長は、予算・人事を握っているため、職員も面前では従うかもしれないが、心の中は違うかもしれない。親が子どもを叱っても、子どもは親のしていることをよく見ているものである。人事を担当する部長として、広く気配りをするべきである。4年前の市長選挙の際に、開票所へ行つたところ、選挙管理委員会の職員ではない幹部職員が職員数を集めて訓示しており疑問に思った。また、開票立会人から「束にしたものを別のところへ紛れさせても

わからない場合がある。きつちりするようにしたほうがいい。それを何かの機会に言うてほしい」とも言われていたため、今年の統一地方選挙の開票所へ行つたところ、総務部長が一人で座っていた。目的を尋ねたら、「私は一市民で来ています」と答えていたが、何か目的があったのか。

**答** 平成31年4月7日の統一地方選挙の開票所に行つており、議員とのやりとりも記憶している。質問の意味をはかりかねたので、そのように答えた。開票の参観に行つた理由の1つ目は、選挙事務に従事する職員に対し、人事を担当する部長として慰労、感謝の意味があった。2つ目は、開票事務がスムーズに進捗するか確認したかった。また、効率的に開票事務が進むのか、改善点等がないか等を確認するため、人の動きがわかる観覧席から見ている。最後は、一市民として開票の状況を見たかったという理由である。移動した理由は、議員と一緒に来たため、近くにいないほ

うがよいと判断した。また、どの場所でも、目的は果たせるため席を移動した。

## 一般質問 大北かずすけ (公明党)

### 分庁舎（ミグラランス）のあり方（一年半をふりかえって）

**問** ミグラランスがオープンして一年半が過ぎたが、その評価と課題は。

**答** 良い評価として、庁舎がきれいで、窓口の集約など。厳しい意見はトイレの位置、駐車場等のサイン不足や発券機の位置、エレベーターの表示関係、トイレの備品不足、展望室の改善など。これらに対しサイン表示の増設、駐車券発券機の位置変更、エレベーターの階数表示などを行い、展望施設にはベンチの増設、自販機の設置等を行い、展望テラスも全面開放した。

**問** ホテル、分庁舎をPFI事業で行つたが、総額100億円の内訳は。

**答** 当初の契約金額96億5、

569万3、1600円の内訳は、施設整備67億736万1200円、施設維持管理19億5756万5、8800円、運営5億9、071万6、800円、SPCの会社運営4億5万3600円。施設整備の内訳は、分庁舎が約27億円、宿泊施設が約15億円、地下駐車場が約7億円、その他附帯施設が約6億円、調査設計とその他費用が7億円の合計約62億円と金利約5億円の合計で約67億円である。

**問** 69台の地下駐車場の利用状況は。

**答** 平成29年度、一月半の実績は駐車総台数1万7、273台、平成30年度1年間は、総数で13万6、862台。令和元年度7月末までは総数5万568台。

**問** 分庁舎4階の書庫、会議室、コンベンションルーム等の利用状況は。

**答** 書庫は分庁舎13課の平成29年度分の1カ年の文書書類を保存。5年分を保管できる見込である。市民からの申請書や帳票、消耗品や備品の一時保管など7割程度の収納状況である。また、29年度の会議室利用実績はC会議室が部

屋当たり98.5%、D会議室は66.7%。30年度はC会議室が63.7%、D会議室は98.4%であった。今年度は7月末までC会議室が68.5%、D会議室が89.5%であった。

**問** 会議室の稼働率の計算方法は。

**答** 午前午後で区分している。

**問** コンベンションルームの稼働率は。

**答** 総運用日数のうち何日利用があるのかを示す日当たりの稼働率と、1日を午前、午後、夜間の3回とした場合に何回利用があるかを示す部屋当たりの稼働率について、平成29年度、1日当たり稼働率は38.3%、部屋当たりの稼働率は23.4%。平成30年度は1日当たり稼働率が67.1%、部屋当たり稼働率は39.0%。令和元年度7月末までは1日当たり稼働率は83.6%、部屋当たり稼働率が51.9%。特に駅前で立地が良いため、市内外を問わず多くの利用がある。

**問** コンベンションルーム利用に当たり地下駐車場の駐車料金は免除にならないか。

**答** 大切な財源であり今後もご負担いただきたい。

**問** 分庁舎の駐車場台数が少ないことから、駐車場の広い万葉ホールなどに貸し館業務を優先し、コンベンションルームの新たな使い方を検討しているかどうか。

**答** コンベンションルームは利用が広がっておりこのまま継続したい。駐車場の利用方法については検討したい。

**問** 市の事業で八木駅周辺の賃料相場を下げている懸念もあるが、当初ホテルの賃料についてどれくらいかを議会に説明していたか。

**答** 不動産鑑定では、最高で約9千万円程度の賃料が可能とのことであったが、提案3社の設定に対し、事業参加を確保するために最低の値段である4千万円と設定、審議会でも討論の上、決定した。

**問** 8千万円ぐらいの契約という認識が議会のほうではあったが賃料の交渉は行ったか。

**答** 3年間は今のままという契約なので3年後の交渉を検討している。

**問** 当初この提案に関して、見直すべきであるとする市議会は否決したと思うが。

**答** 平成30年度変更契約に際して不承認とされたが、当初で

ある平成27年には家賃が4千万円で議決された。

**問** 新本庁舎に33課を移転する計画に関して分庁舎を含め縮小することができないか。

**答** 新本庁舎、分庁舎、ナビプラザ3施設の役割を明確に分担し、新本庁舎建設基本計画通りとしたい。予算については縮小として総務省基準から1,000平米以上の数字を削除し1万1,500平米を検討している。

**問** ホテルの稼働率から見てもホテルの1フロアを庁舎として借りることはできないか。

**答** このPFI事業の契約では宿泊施設は139室で運営することを盛り込んでおり、契約変更は困難である。

**問** ホテル展望風呂の利用状況はどうか。

**答** 30年度7月から年度末までの9カ月間の実績で、市内44名、市外23名が利用。今年度、7月までの4カ月間では、市内28名、市外22名の利用。

**問** SPCで合計76名の採用であるがホテルの従業員は何人か。

**答** 16名である。

**問** ホテルの年間売り上げは。

**答** 平成29年度3,653万

1,000円、平成30年度3億6,147万9,000円、今年度、途中ではあるが1億3,384万2,000円。

**問** 平成30年度の収益は。

**答** 営業利益は、推定で37.6%が見込めるとのこと。

**問** 稼働率70%を超えないと収益が上がらないという契約か。

**答** 現行契約ではそのようになっている。

**問** 収益が上がっていることから、稼働率が70%に行かなくても賃料交渉の提案は行わないのか。

**答** 現行契約上の規定から稼働率70%を超えない中で、ホテル事業者には負担を求めているのは難しいが、事業者に対して何らかの還元を検討できないか要請したい。



ミグランス

**問** 八木駅周辺まちづくりについて、図書館や子育てなどの檀原市の集客機能、集客施設を近鉄百貨店のフロアを借りて行えないか。

**答** 近鉄百貨店とは令和26年9月30日までの30年間、土地賃貸借契約を結んでおり、店舗の営業も順調であることから市の集客機能移設への働きかけは好ましくないと考える。

**問** 市は八木西口駅と新駅の両存を望んでいる。しかし、新駅設置後の八木西口駅の乗降客数の減少は目に見えており、近鉄が両存を認めることは難しい。本庁舎建て替えに際し、近鉄が集客施設を備えた庁舎を建設し、市が借りることを交渉の材料としてはどうかと考える。八木西口駅に関して市長の考えは。

**答** 色んな角度の考えはあるが、八木西口駅の機能を残しながら、大和八木駅のリノベーションも含めて、医大周辺の新駅を含めたまちづくりも一緒に同時進行を進めたい。

## 本庁舎・八木駅周辺のまちづくり

一般質問  
森下みや子  
(公明党)

女性の活躍推進

保健福祉士と臨床心理士、および職場外に外部専門職による「こころの健康相談室」を設けている。

**問** 本年8月に県広域消防組合が「ハラスメント防止宣言」を発表した。その内容は。

**答** 「すべての職員がその人格を互いに尊重し、対等な関係で、能力を十分に発揮できる風通しの良い職場の実現を目指すし、ハラスメント等の撲滅に全力で取り組むことを宣言」し、撲滅推進会議、相談窓口、アンケートなどが実施される。

**問** 本年5月に女性活躍推進法が改正され、在宅テレワークなど女性が働きやすい環境整備の支援が図られた。また、事業主にハラスメント相談体制整備を義務づけたが、職員が安心して相談できる環境やマタニティーハラスメント、パワーハラスメント、セクシヤルハラスメントの本市の対応は。

**答** 女性活躍推進法を踏まえ、「職員の意識醸成」「キャリア形成の促進」「効率的な業務マネジメント」を柱に女性職員活躍推進アクションプランを定めている。平成20年6月に「職場におけるセクシヤルハラスメントの防止に関する規程」を定め、24年度から自身の健康状態、職場や業務に関することなどを職員が人事課に申告できる自己申告制度（職員カルテ）を運用している。相談窓口は人事課の精神

き本市でも開催できると確信し、市内や県内の女性団体から本市で開催を希望する声を寄せていただいた。いま手を挙げると2023年の候補地となる。本市は文化遺産の宝庫で観光立市として全国に発信できるチャンスだが、実現に向けた本市の考えは。

**答** 参加者の受け入れ体制、輸送手段、企業の協賛金、大会を運営・協力できる市民活動団体の存在などの課題があるが、最も重要なのが運営できる市民活動団体の存在である。現在、市民及びナビプラザ男女共同参画広場の登録団体が主体となつて事業を企画・運営できるための「地域リーダー養成講座」などを開催し、人材の発掘や育成、団体間交流に取り組んでいるが、継続的に連携を深め、団体間ネットワーク構築を図り、開催に向けて取り組みたい。

**問** 過去の議会答弁で、ナビプラザを中心に21の市民団体が男女共同参画の取り組みをしており、コーディネーターを2名配置していると聞いたが、その後の状況は。

**答** 登録している市内男女共同参画団体は現在20団体だが、各団体が子育て、読み聞かせなど多彩な分野で精力的、自主的に活動している。コーディネーターは現在3名がナビプラザに常駐し、相談や助言、講座等の開催をしており、各団体が自力で事業展開できる力をつけてもらっている。

**問** 来年夏に申請を出し、2023年にぜひ本市で開催してもらいたい。奈良市に国際会議場が建設されており、本市が手をこまねいていたら他市に持っていかれる心配がある。行政と市民団体、企業、各団体と連携強化を図り前向きに取り組んでもらいたいが、市長の考えは。

**答** 日本遺産「飛鳥を翔た女性たち」を含め我々の地がふさわしいと思う。本市だけではしんどいところもあるが、中心としては十分動ける。スケジュールは分からないが全力を挙げて対応したい。

**問** 家族の一員としてペットの果たす役割は大きいですが、飼い主の自覚やマナーが重要。飼い犬のふん害対策と野良猫

の繁殖対策、苦情や相談件数は。

**答** 苦情・相談は年間約60件で、内容はふん尿の始末、におい、鳴き声等である。市は強制力のある指導等ができないため、マナー向上啓発を中心に行う。ふんの後始末は常識化されているが、猫の問題はうまくいっていない。

**問** 犬のふん害対策に「イエローチョーク作戦」がある。これは京都府宇治市や東京都小平市で行われ、ふんの路上放置を減らすため、ふんの周囲を黄色いチョークで囲んで飼い主に警告する取り組みである。一定の成果を上げているようだが、市の考えは。

**答** 丸を打つということはふんを放置しておくことになり環境衛生的な問題もあるので、先行自治体の状況などを調べ、有効であれば検討したい。

**問** ペットを飼う高齢の単身者が亡くなつてペットだけが残ったときなどの対応は。

**答** 飼い主が認知症になると餌をやったことを忘れる、病気に気づかないなど、それらがペットの死亡原因にもなる。飼い主が施設に入ると世話をする人がいなくなり、最終的に保健所で引き取られて処分

ペット対策

**問** 家族の一員としてペットの果たす役割は大きいですが、飼い主の自覚やマナーが重要。飼い犬のふん害対策と野良猫

されることもある。この状況を受け、動物の愛護及び管理に関する法律が一部改正され、飼い主は動物が命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責任があることが法律上明確にされた。

**問** 災害時のペット連れの避難者が行き場を失うことのないよう、ペット対策は。

**答** 平成30年3月改訂の「人とペットの災害対策ガイドライン」に、平常時から飼い主の責任で対策を講じる必要があるとされている。自治体の役割は飼い主への普及啓発、避難所などのペット受け入れと飼育に関する検討と調整、住民周知となっている。避難所はさまざまな人が生活するので、鳴き声やにおいなどの配慮も必要で、避難所エリアとペットエリアの区画、飼育ルールや対応マニュアルの作成などが必要である。現在、県が取り組んでいるペットの災害対策のルールの方向性を見据え、関係団体と連携して対策に取り組みたい。

**問** 動物愛護の観点で犬・猫の殺処分ゼロについての本市の考えと対応は。対策の1つとして県や本市が導入してい

るTNR活動とは。

**答** TNR活動は飼い主のいない猫の繁殖を抑えて数を減らすことを目的に、猫を捕獲し(Trap)、不妊去勢手術(Neuter)を施し、もとの場所に戻す(Return)活動である。本市は平成25年度からこの猫を地域猫と位置づけて不妊手術助成金を交付し、1匹5,000円を上限に100匹分、50万円を予算を全額執行している。県は30年度に本市をモデル地区としたモデル事業をスタートし、市内10地区で68匹に実施した。県からは本事業により殺処分が減ったとの報告が出ている。地域猫の不妊手術助成金を継続して殺処分が減るよう努め、人と動物が共生できる社会の実現に取り組みたい。



## 議会の情報はインターネットで公開しています

榎原市議会

検索

閲覧できる情報

- 議会日程 ○議案 ○議決結果 ○会議録
- 本会議・委員会ライブ中継 ○本会議・委員会録画映像(約1週間後から)
- 議員名簿 ○議会だよりバックナンバー
- 政務活動費の収支報告書等 など



スマートフォン・タブレットにも対応!

## 議会日誌

6月

21日 議会運営委員会

7月

3日 茨城県小美玉市議会議員視察

9日 岐阜県美濃加茂市議会議員及び大分県竹田市議会議員視察

10日 東京都府中市議会議員視察

13日・14日 まつりえれこつちやみやざき

16日 県市議会議長会事務局職員夏期研修会

23日 北海道旭川市議会議員視察

24日 県市議会議長会第2回事務局長会

24日 総務常任委員会意見交換会

26日 高根県出雲市議会議員視察

26日 近畿市議会議長会事務局職員研修会

29日 厚生常任委員会建設常任委員会

29日 厚生常任委員会建設常任委員会連合審査会

30日 全体協議会

30日 福島県いわき市議会議員視察

8月

7日 県市議会議長会

8日 神奈川県鎌倉市議会議員視察

13日 岐阜県瑞穂市議会議員視察

19日 元市職員の夜間中学校及び昆虫館における不正行為に関する100条調査特別委員会

28日 県市議会議長会議員研修会

28日 議会運営委員会

9月

2日 9月定例会開会

3日 文教常任委員会

4日 総務常任委員会

12日 元市職員の夜間中学校及び昆虫館における不正行為に関する100条調査特別委員会

13日 議会改革特別委員会

17日 議会運営委員会

25日 文教常任委員会意見交換会

26日 議会運営委員会

9月定例会閉会

県広域消防組合議会臨時会

# 新議員紹介

10月27日に補欠選挙が行われ、欠員となっていた榎原市議会議員に次の2名の方が選出されました。任期は令和3年2月10日までとなります。



たか けい いち  
**高橋 圭一** (60歳)  
豊田町

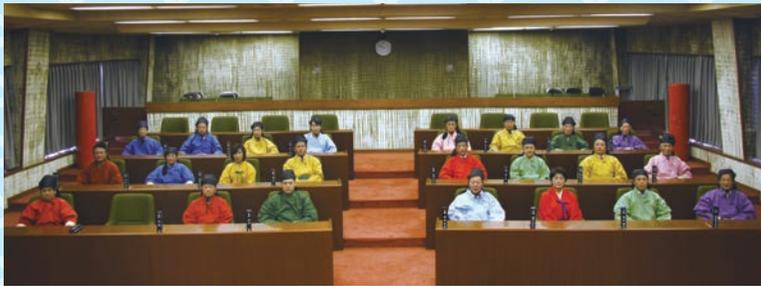


たに おさむ  
**谷井 宰** (44歳)  
石川町

## 12月6日(金) 10時より 古代衣裳を着用して 本会議を開催

日本書紀に「持統八年十二月の庚戌の朔乙卯(694年12月6日)に藤原宮に遷都された」との記述があります。このことを受け、毎年12月6日に古代衣裳を着用して本会議を開催してまいりましたが、10年目となる今回を区切りになり終了することになりました。

ぜひ議会傍聴、またはインターネット中継をご覧ください、「日本国はじまりの地」榎原から古代ロマンに思いを馳せてみてはいかがでしょうか。



### 表紙紹介

思はぬを 思ふといはば  
真鳥住む 卯名手の社の  
神し知らさむ

作者不詳

もしあなたのことを想ってもい  
ないのに想っていると云っても、  
鶯の住む雲梯の社の神には分  
かつてしまふのだからなあ。

万葉歌碑の場所

河俣神社(雲梯町)



議会だよりの表紙に万  
葉歌碑と歌碑周辺の  
風景をシリーズ掲載  
榎原市内には、日本最  
古の歌集である万葉集の  
歌碑が多数点在してお  
ります。この万葉歌碑と  
歌碑付近からの眺めを  
議会だよりの表紙として  
シリーズ掲載しています。